

総合体育館敷地内におけるキッチンカー等の出店条件

● 期間、時間帯等

- (1) 出店期間は、4/1～11/30の大会・イベント開催時に限る。
また、施設管理者が管理運営上において支障がある場合、出店の許可ができない場合もあります。
- (2) 使用期間は1日単位(連続使用の場合は、一回の申請で可)
- (3) 出店希望者は先着順で決定
- (4) 8:00～22:00 (22:00には完全撤収すること。)

● 出店場所

- (1) 総合体育館サブアリーナ横の4区画(別紙)を先着順で決定
- (2) 1区画、約 25 m²(8.7m×2.9m)
客待ちスペース、のぼり、看板等を含む。イス・テーブルは不可
- (3) 1事業者につき1区画とする。

● 出店手続き

- (1) 許可申請書を提出
添付書類：飲食店営業許可・食品衛生責任者・車検証の写し
※1週間前迄に提出してください。提出のない場合取消しとなることでもありますのでご注意ください
- (2) 申請受付は、大会・イベント開催決定後受付開始とする。
- (3) 使用料金は1日250円(税込み)とし、施設管理者(体育館窓口)に納付する。
内訳：1m²あたり10円(一区画、約25m²×10円×日数)

● 注意事項

- (1) 電気・水道は、出店業者が各自準備する。
※ 総合体育館では、電気・水道の供給をいたしません。
- (2) 炭火等の焼台を使用する場合は、コンパネ等を敷くこと。
- (3) 周辺にゴミが散乱しないよう、ゴミ箱は必ず設置し持ち帰ること。
- (4) トレーラーの場合、切り離して牽引車は他の場所に駐車する。
※ 駐車場所は、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 許可期間中、使用しなかった場合の返金はありません。